

岐阜市賃上げ・業務改善応援奨励金交付要綱

令和8年5月26日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響又は人手不足に悩む市内に事業場を有する中小企業者を応援し、労働者の賃金の引上げ並びに生産性の向上及び労働能率の増進に資する設備投資等を奨励するため、予算の範囲内で行う岐阜市賃上げ・業務改善応援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。第7条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の申請)

第2条 奨励金の交付の申請は、中小企業者（次の各号のいずれにも該当するものに限る。第3項第5号において同じ。）から権限を受けた事業場が行うものとする。

- (1) 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱（平成23年4月1日厚生労働省労働基準局長通知。次号において「国要綱」という。）第2条に規定する中小企業事業者の要件に該当すること。
 - (2) 令和8年4月1日から令和9年2月26日までの間に当該事業場が岐阜労働局長から国要綱に基づく業務改善助成金（以下「国助成金」という。）の交付の決定及び額の確定を受けたこと。
 - (3) 当該事業場が市内に所在すること。
 - (4) 市税の滞納がないこと。
 - (5) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業を行うもの
 - イ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業を行うもの
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うもの
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが不適當であると認めるもの
- 2 前項の事業場には、国助成金以外の国又は地方公共団体による生産性の向上及び労働能率の増進に資する設備投資等を対象とした補助等の対象となった事業場を含まない。
- 3 奨励金の交付の申請は、令和9年2月26日までに、岐阜市賃上げ・業務改善応援奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。
- (1) 誓約書（様式第2号）
 - (2) 照会同意書（様式第3号）
 - (3) 国助成金の交付額の確定に係る通知書の写し
 - (4) 国助成金に関し、岐阜労働局長に提出した次の書類と同一の内容が記載された書類
 - ア 事業実績報告書
 - イ 国庫補助金精算書

ウ 事業実施結果報告

- (5) 中小企業者（課税事業者に限る。）の市税の完納証明書
- (6) 預金通帳の写しその他の奨励金の振込先の口座が確認できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（奨励金の額）

第3条 前条第1項の規定により申請を行った事業場に交付する奨励金の額は、当該事業場が岐阜労働局長から支給を受けた国助成金の額に6分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（交付の決定の取消し等）

第4条 市長は、岐阜労働局長が国助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しをしたときは、当該取消しに係る部分に応じて奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

（奨励金の返還）

第5条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第6条 前条の規定により奨励金の返還を命ぜられた者は、規則第21条に規定する方法により計算した加算金及び延滞金を市に納付しなければならない。

（交付の手続の特例）

第7条 規則第4条、第15条、第16条及び第18条の規定は、奨励金の交付に係る手続については、適用しない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月26日から施行する。